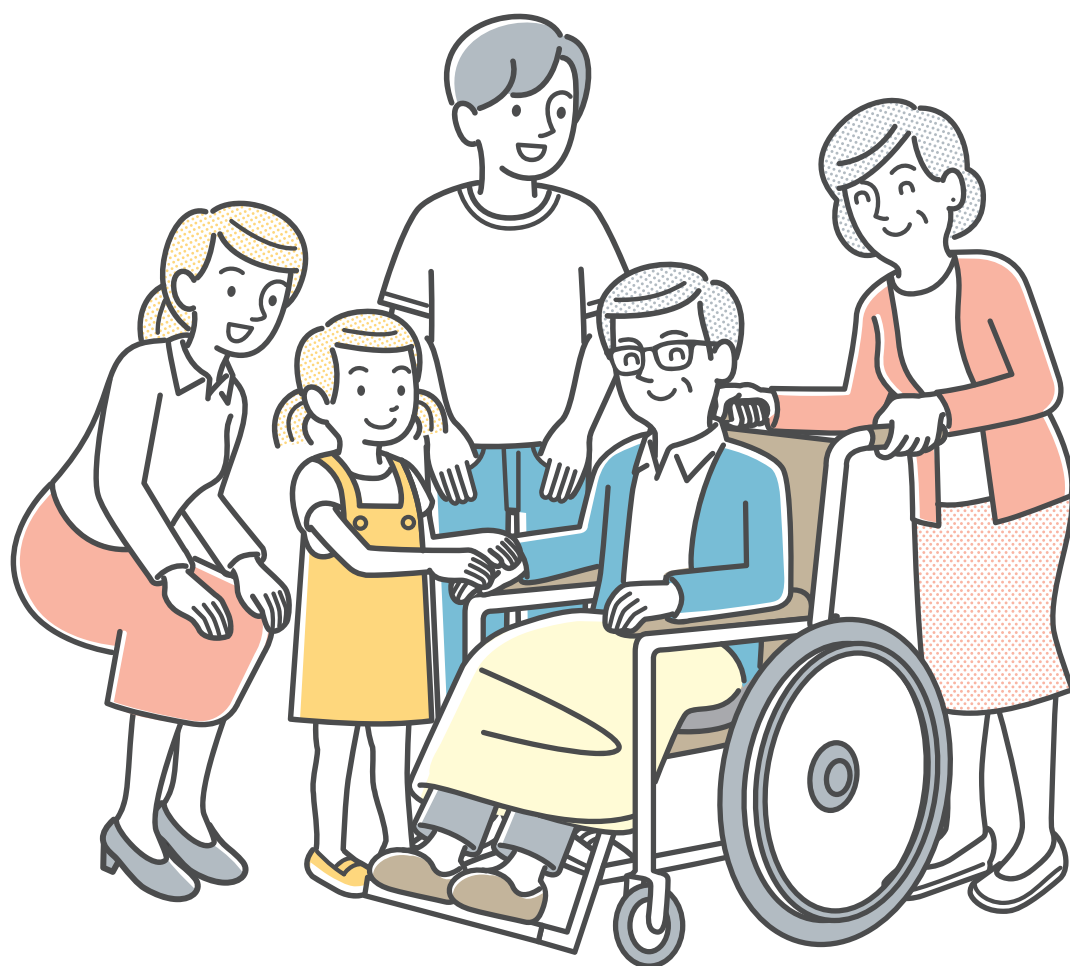


粕屋町

高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版



令和6年3月

粕屋町

計画策定の趣旨

「粕屋町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」は、これまでの取組や2025年及び2040年の状況を見据えた上で、第9期（令和6年度～令和8年度）計画期間内における市町村介護保険事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である高齢者福祉計画を一体的に策定したものです。

計画の位置づけ・期間

- 老人福祉法（第20条の8）に規定する『市町村老人福祉計画』及び介護保険法（第117条）に規定する『市町村介護保険事業計画』に該当する計画です。
- 令和2年度に策定した「粕屋町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」について各種事業の実施状況等を評価するとともに、第9期における関連法の制度改革等に対応した計画として策定するものです。

令和3年度～令和5年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度～令和11年度 2027年度～2029年度
高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画	高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画・ 第10期介護保険事業計画

計画の基本理念

粕屋町では、第5次総合計画におけるまちづくりの目標として、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」を掲げ、すべての町民が地域社会の一員として互いに支え合い、共に生きる地域共生社会の実現を目指しています。

この町の上位計画である総合計画の目標に基づき、健常な方や支援・介護を必要とする方などすべての高齢者が、自分らしく、生きがいを持ち、住み慣れた粕屋町で毎日を安心して幸せに送ることができるよう、第9期となる本計画の基本理念を「高齢者が安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり」と定めます。

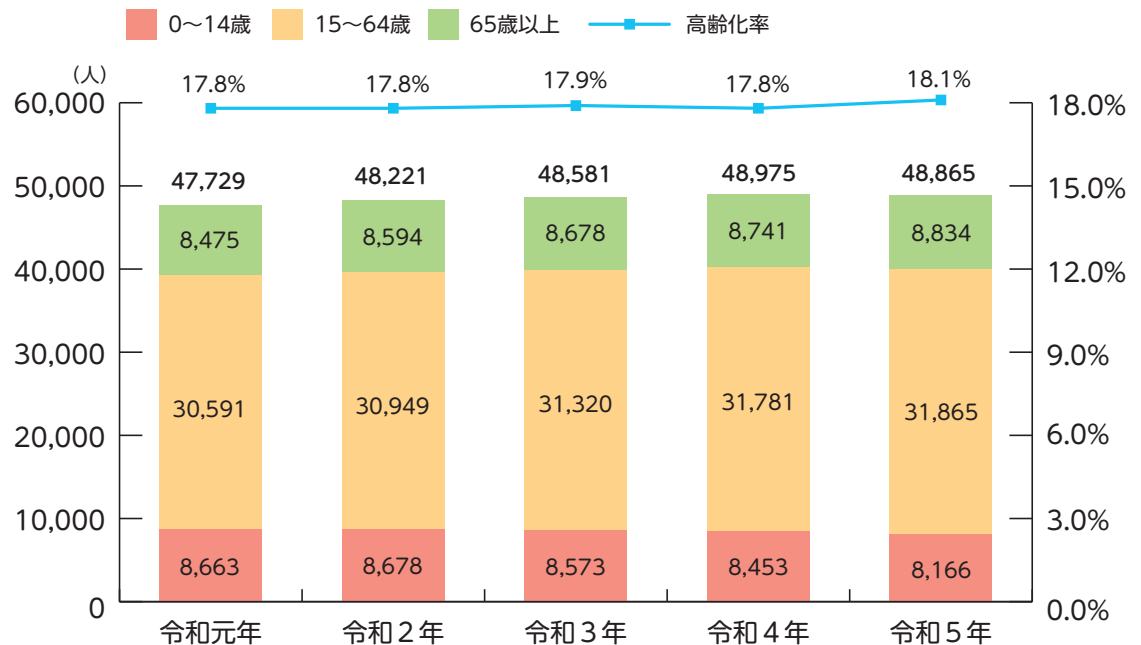
高齢者が安心して幸せに暮らせる
やすらぎのまちづくり

総人口・高齢化率の推移

粕屋町の総人口は、令和5年10月1日現在で48,865人であり、このうち高齢者数は8,834人で、高齢化率は18.1%となっています。

総人口の推移をみると、令和元年から令和4年までの間に1,246人増加しましたが、令和5年では減少しています。

年齢3区
分別人口



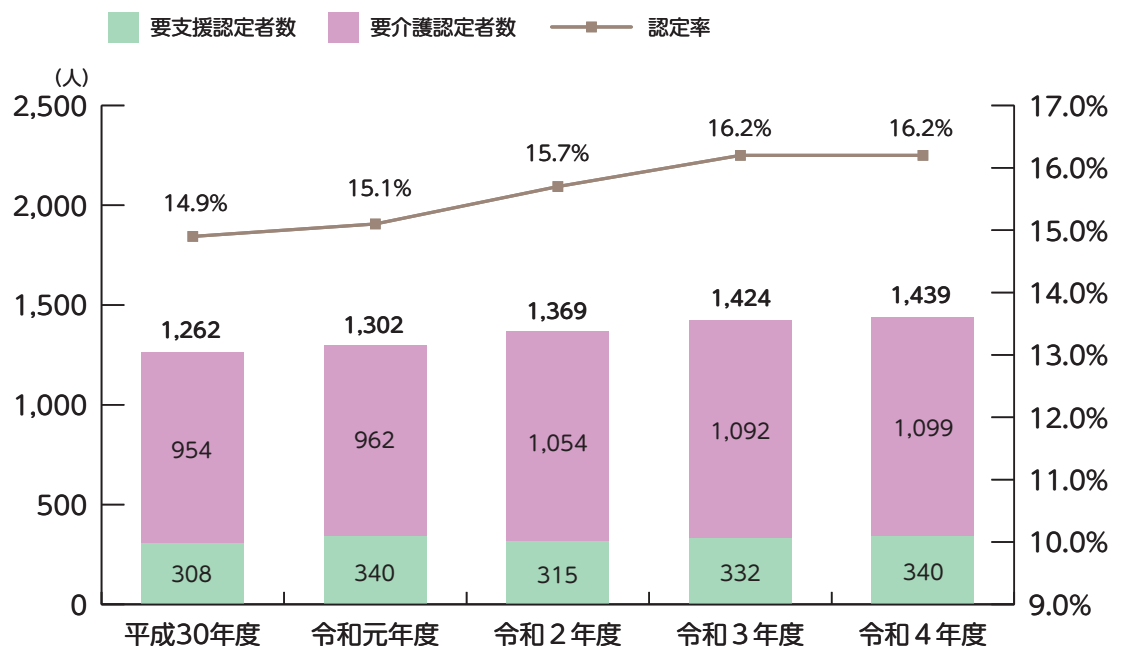
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

認定者数・認定率の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、平成30年度の1,262人から、令和4年度には1,439人と増加し、令和元年度以降増加傾向にあります。

これに伴い、認定率も令和元年度から増加傾向にあります。

要介護
(要支援)
認定者数



資料：地域包括ケア 見える化システム（各年度3月末時点）

計画の体系

基本理念

高齢者が安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり

基本目標 1

高齢者の地域生活支援

- ① 高齢者の社会参加促進支援
- ② 安全・安心のためのしくみづくり
- ③ 高齢者の住まい・生活環境のための支援

基本目標 2

地域共生社会の実現

- ① 地域における担い手の育成
- ② 地域包括支援センター事業の充実
- ③ 生活支援体制の整備
- ④ 在宅医療・介護の連携

基本目標 3

認知症施策の推進

- ① 認知症初期集中支援チームによる支援
- ② 認知症地域支援推進員による支援
- ③ 認知症に関する普及啓発
- ④ 認知症施策の充実

基本目標 4

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ① 介護予防・生活支援サービスの推進
- ② 介護予防活動の取組

基本目標 5

介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 介護保険サービスの見込みと基盤整備
- ② 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

重点施策の選定・指標設定

第9期計画においては、特に重点的に取り組むべきものとして4つの重点施策を選定し、指標を定めました。

重点施策1 地域ネットワークの充実

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・地域づくりへの参加意向参加意向あり（％）	【参加者側】 47.3 【運営側】 30.5			【参加者側】 50.0 【運営側】 35.0

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
かすサポ生活部登録者（人）	30			40

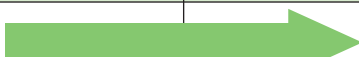
重点施策2 自立支援・介護予防の推進

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査運動機能低下該当者の割合（％）	11.2			10.5

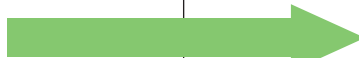
評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場（ゆうゆうサロン、介護予防教室）参加者数（人）	690			720

重点施策3 認知症との共生

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の実施（回）	3			5

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジの活動（人）	—			30

重点施策4 重層的な広報活動

評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・認知症に関する相談窓口の認知度知っている（％）	26.0			30.0

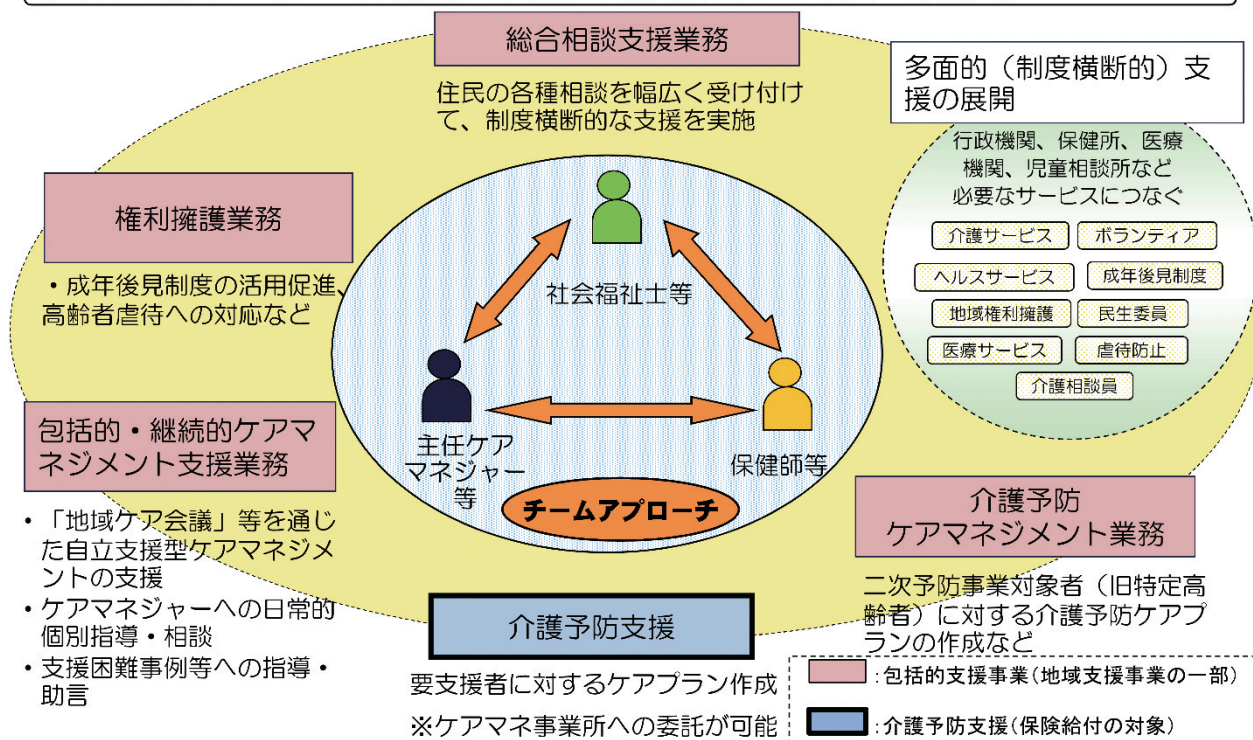
評価指標	現 状	目 標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターの適正人員の確保（人）	定員割れ			定数に乗じる

地域包括支援センターとは

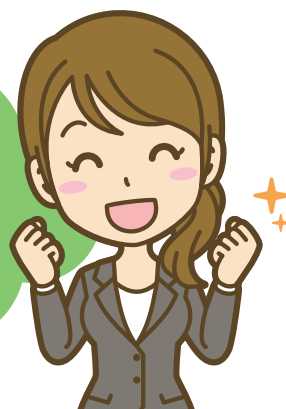
地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



私たちが連携して
対応します。



地域包括支援センターをご利用ください！

地域包括支援センターは、地域の高齢者の方々の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に行い、介護予防をはじめ、高齢者の生活を総合的に支えていくための専門機関です。

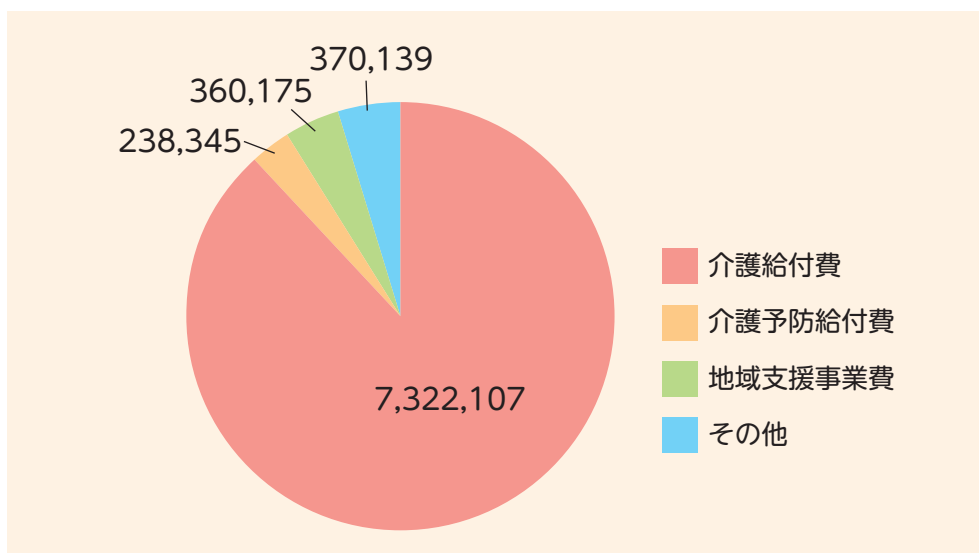
粕屋町地域包括支援センター

TEL：092-938-0229

介護保険事業費の推計及び保険料の設定

標準介護給付費は、令和6年度～令和8年度の3か年合計で約79億円と見込んでいます。その内、約19億円（23%）が第1号被保険者（65歳以上）による負担分相当額となり、3か年の保険料基準額は5,600円となります。

3か年合計の介護保険事業費の推計（単位：千円）



介護保険事業費の見込み

（単位：円）

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費見込額（A）	2,558,729,171	2,650,829,233	2,721,032,200	7,930,590,604
地域支援事業費（B）	118,862,389	120,061,013	121,251,524	360,174,926
第1号被保険者負担分相当額（C）				1,906,876,072
調整交付金相当額（D）				409,229,128
調整交付金見込額（E）				115,606,000
介護給付費準備基金の残高（令和4年度末）				384,479,000
介護給付費準備基金取崩額（F）				280,000,000
財政安定化基金拠出金見込額（G）				0
財政安定化基金償還金（H）				0
審査支払手数料差引額（I）				0
保険者機能強化推進交付金（J）				32,400,000
保険料収納必要額（K） C + D - E + G + H - F + I - J				1,888,099,200
予定保険料収納率（L）				98.50%
弾力化後所得段階別 加入割合補正後被保険者数（M）				28,648 人
保険料の基準額（月額）				5,600 円

保険料段階の設定

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、介護給付費や地域支援事業等の総額の23％を、65歳人口で割った金額が1人あたりの負担額（保険料）となります。なお、粕屋町では、所得段階に応じて16段階の設定をします。

第9期の介護保険料段階（令和6年度～令和8年度）

段 階	住民税		対象者	基準に対する割合	月額（円）
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者	0.285	1,596
第2段階			課税年金収入とその他の合計所得金額の合計 80万円以下		
第3段階			120万円以下	0.440	2,464
第4段階			120万円超え	0.685	3,836
第5段階			80万円以下	0.90	5,040
第6段階	課税	課税	80万円超え	【基準】1.00	5,600
第7段階			120万円未満	1.25	7,000
第8段階			120万円以上160万円未満	1.30	7,280
第9段階			160万円以上210万円未満	1.40	7,840
第10段階			210万円以上260万円未満	1.50	8,400
第11段階			260万円以上320万円未満	1.60	8,960
第12段階			320万円以上370万円未満	1.80	10,080
第13段階			370万円以上420万円未満	1.90	10,640
第14段階			420万円以上470万円未満	2.00	11,200
第15段階			470万円以上620万円未満	2.20	12,320
第16段階			620万円以上720万円未満	2.30	12,880
			720万円以上	2.40	13,440

※その他の合計所得金額とは合計所得金額より「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

発行：粕屋町 介護福祉課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1-1

TEL：092-938-0229 FAX：092-938-9522

